

### 第3節

## 厚木海軍飛行場航空機騒音規制措置に係る日米合意

(昭和38年9月19日)

#### ....Outline....

昭和38年9月19日、厚木海軍飛行場の周辺におけるジェット機の騒音の軽減を目的とする「厚木海軍飛行場における航空機騒音の軽減に関する規制措置（厚木騒音規制措置）」が日米合同委員会において合意された。

これは、日米安保条約の円滑な運用が図られることを確保しつつ、周辺住民に対する影響をできる限り少なくするように、関係地方公共団体等の要望も踏まえ、日米両政府が最大限努力した結果取りまとめられたものであり、その後、他の飛行場における騒音規制措置のモデルとなるなど画期的な意義を有するものであった。

### ● 背景と経緯

かねてから防衛施設庁は、周辺における都市化が著しい厚木海軍飛行場における騒音問題を重視してきたところであり、昭和35年10月、厚木海軍飛行場周辺の関係地方公共団体等から政府に対し、「米海軍厚木航空機ジェット機騒音問題につき善処方要望書」等が提出されたことを踏まえ、この問題の早期解決を図り、防衛施設の安定的使用に資するため、飛行場周辺における航空機の騒音問題の検討に着手することとした。

日米両政府間においてもこの問題を重視し、日米合同委員会の下に航空機の騒音問題を考究し、その軽減に関し勧告を行うための「厚木航空機騒音対策特別分科委員会（特別分科委員会）」が同月設置された。

昭和38年3月、防衛施設庁は、米軍が使



厚木海軍飛行場

(国土地理院撮影の空中写真（昭和36年撮影）)

用する飛行場周辺における航空機による騒音問題に関し、厚木、三沢、横田飛行場等7飛行場について以下のとおり調査を実施した。

- ① エンジンテスト場の位置、同テストの実施状況等
- ② 航空機騒音の影響を受けている戸数、人数等
- ③ 騒音問題に対する飛行場周辺地方公共団体及び住民の以下の状況

ア 米軍に対する要望

イ 関係行政機関に対する要望

ウ 防音工事等の実施

- ④ 騒音規制についての米軍の意向及び米軍のとした具体的措置

同年9月、特別分科委員会は、長期間にわたる研究と審議を重ねた結果、厚木海軍飛行場の周辺におけるジェット機の騒音の軽減を目的とした厚木騒音規制措置を取りまとめ、日米合同委員会にこれを勧告し、同月19日合意された。

また、防衛施設庁は、神奈川県知事に厚木騒音規制措置の内容等を通知し、あわせて同知事に対して関係地方公共団体等への周知を依頼した。

厚木騒音規制措置の主な内容は、夜間飛行及び日曜日の飛行をできるだけ切り詰めるこ

とやフライトパターンの変更、ジェット機のアフターバーナーの使用及び騒音度を最小限にとどめるための諸規制等であるが、特別分科委員会による日米合同委員会への勧告に至るまでには、特別分科委員会における8回の公式会議、十数回にも及ぶ非公式会議及び専門部会の検討を行い、ようやく成果を得るに至ったものである。



厚木海軍飛行場で離発着する米軍機

(提供：読売新聞社（上）・毎日新聞社（下）)

日米合同委員会は、特別分科委員会が、このように厚木海軍飛行場の騒音対策について大きな成果を収めたことから、厚木騒音規制措置を米軍が使用する飛行場全般にわたって措置し得るようにすることが適当として、特別分科委員会を解散し、同月新たに日米合同委員会の下に常設補助機関として「航空機騒音対策分科委員会」を設置した。

なお、米軍は、厚木騒音規制措置が合意されて以降、これを遵守してきた

航空機騒音規制措置についての合同委員会合意の概要

| 飛行場<br>項 目                | 厚木海軍飛行場                                                                                                                | 横田飛行場                                                                                                                  | 嘉手納飛行場                                                                             | 普天間飛行場                                                                             |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 根 拠                       | 昭.38.9.19合同委合意<br>(昭.44.11.20一部改正)                                                                                     | 昭.39.4.17合同委合意<br>(平.5.11.18一部改正)                                                                                      | 平.8.3.28合同委合意                                                                      | 平.8.3.28合同委合意                                                                      |
| 飛行時間の<br>規 制              | ・2200～0600の間の飛行等の活動は、運用上の必要に応じ、緊要と認められる場合を除き禁止される。                                                                     | ・2200～0600の間の飛行等の活動は、運用上の必要性から緊要と認められるものに制限される。<br>・夜間訓練飛行は、任務達成、練度維持のために必要な最小限に制限される。                                 | ・2200～0600の間の飛行等の活動は、運用上の必要のために必要なものに制限される。<br>・夜間訓練飛行は、任務達成、練度維持のために必要な最小限に制限される。 | ・2200～0600の間の飛行等の活動は、運用上の必要のために必要なものに制限される。<br>・夜間訓練飛行は、任務達成、練度維持のために必要な最小限に制限される。 |
| 日 曜 等 の<br>飛行規制           | ・日曜の訓練飛行は最小限にとどめる。                                                                                                     | ・日曜の訓練飛行は最小限におさえる。                                                                                                     | ・日曜の訓練飛行は差し控える。<br>・慰霊の日のような特別に意義のある日は訓練飛行を最小限にするよう配慮する。                           | ・日曜の訓練飛行は差し控える。<br>・慰霊の日のような特別に意義のある日は訓練飛行を最小限にするよう配慮する。                           |
| 場 周 (飛行)<br>経路・高度の<br>規 制 | ・離着陸の間を除き、人口稠密地域上空を低空で飛行しない。<br>・離着陸の間を除き、着艦訓練のための航空機は、特定の訓練以外1,600フィート以下で飛行しない。<br>・特定の訓練は、必要最小限にとどめ、800フィート以下は飛行しない。 | ・人口稠密地域上空をできる限り避ける最善のパターンを確保するため、場周経路等の設定について引き続き検討する。<br>・飛行場隣接地域においては、原則としてジェット機は2,000フィート、在来機等は1,500フィートの最低高度を維持する。 | ・飛行場の場周経路は、できる限り人口稠密地域上空を避けるよう設定する。<br>・飛行場近傍においては、原則として1,000フィートの最低高度を維持する。       | ・飛行場の場周経路は、できる限り人口稠密地域上空を避けるよう設定する。<br>・飛行場近傍においては、原則として1,000フィートの最低高度を維持する。       |
| 曲 技 飛 行                   | ・飛行場周辺の空域においては、曲技飛行及び空中戦闘訓練を実施しない。<br>・ただし、年間定期行事として計画された曲技飛行の展示はその限りでない。                                              | ・飛行場地域の上空における曲技飛行を禁止する。                                                                                                | ・飛行場近傍においては、空戦訓練に関連した曲技飛行は行わない。<br>・しかしながら、あらかじめ計画された曲技飛行の展示は除外される。                | ・飛行場近傍においては、空戦訓練に関連した曲技飛行は行わない。<br>・しかしながら、あらかじめ計画された曲技飛行の展示は除外される。                |
| エンジンテストの<br>時間規制          | ・1800～0800の間は、原則としてジェットエンジンは試運転されない。                                                                                   | ・1800～0700の間は、原則としてジェットエンジンのテストは実施しない。                                                                                 | ・1800～0800の間は、原則としてジェットエンジンのテストは行わない。                                              | ・1800～0800の間は、原則としてジェットエンジンのテストは行わない。                                              |
| アフターバー<br>ナーの使用           | ・飛行場空域内においては、できるだけ速やかに離陸、上昇する。<br>・飛行の安全又は運用上の必要性による場合を除き、飛行場の境界線に達する前に使用を停止しなければならない。                                 | ・任務達成又は運用上やむを得ない場合を除き、安全高度と安全速度に達した後、速やかに使用を中止する。                                                                      | ・飛行の安全及び運用上の必要のために必要なものに制限される。                                                     | ・飛行の安全及び運用上の必要のために必要なものに制限される。                                                     |
| 教 育                       | ・操縦士は、騒音問題について機会あるごとに十分教育を受ける。                                                                                         | ・操縦士等は、騒音問題の重要性について十分教育を受ける。                                                                                           | ・航空関係従事者は、本措置の必要事項について十分な教育を受け、これを遵守する。                                            | ・航空関係従事者は、本措置の必要事項について十分な教育を受け、これを遵守する。                                            |
| そ の 他                     | ・着艦訓練のための航空機は、場周経路では2機に制限される。                                                                                          | ・司令官及び幕僚は、騒音問題等に対して細心の注意を払う。                                                                                           | ・司令官は、安全性及び運用上の必要と両立する範囲で、実現可能な限り航空機騒音を最小限にするよう航空機を運用し、場周経路及び騒音規制措置を常時見直す。         | ・司令官は、安全性及び運用上の必要と両立する範囲で、実現可能な限り航空機騒音を最小限にするよう航空機を運用し、場周経路及び騒音規制措置を常時見直す。         |

ところであるが、関係地方公共団体等から、地域住民の生活環境に関する意識の向上等を背景として、さらに強い規制措置が要望される状況となり、防衛施設庁は米側と折衝を重ねた結果、昭和44年11月、厚木騒音規制措置はその一部が改正されることになった。

具体的には、それまでの最低飛行高度であった800フィートを1,600フィートに改正し、ジェットエンジンの試運転の時間制限及び試運転時の消音器の使用等が新たに盛り込まれた。

## ● 関連事案

航空機騒音対策分科委員会は、厚木海軍飛行場以外の飛行場における航空機騒音規制に関する検討を続け、昭和39年4月に横田飛行場、平成8年3月には嘉手納飛行場及び普天間飛行場について、航空機騒音の軽減に関する規制措置がそれぞれ日米合同委員会で合意されたところであり、これらの内容はいずれも厚木騒音規制措置とほぼ同様のものとなっている。

## ● 航空機騒音の軽減に関する規制措置に係る取組について

米軍が使用する飛行場における飛行訓練の実施等は、操縦士の練度維持等のためには、必要不可欠であるが、これによって生じる航空機騒音は、周辺住民の生活にとっては深刻な問題である。日米両政府は、飛行場周辺の航空機騒音の軽減は重要な課題の一つであるとの認識の下、日米合同委員会の場で航空機騒音の軽減に関する規制措置について合意してきている。

防衛施設庁としては、米軍はその活動に際し、我が国の公共の安全や周辺住民に与える影響に妥当な考慮を払って活動すべきことは当然であると認識しており、米軍に対し、航空機騒音の軽減に関する規制措置を遵守し、訓練の実施に当たっては運用上やむを得ず必要となるものであっても、可能な限り周辺住民への影響が最小限になるよう配慮されたい旨累次の機会に申し入れるとともに、周辺住民への負担をできる限り軽減できるよう各種周辺対策の実施及び施策の充実に一層努力している。